

栗原市水防計画

(令和2年3月)

栗原市

栗原市水防計画の用語一覧

用 語	栗原市において該当する団体等
水防管理団体	栗原市
指定水防管理団体	栗原市
水防管理者	栗原市長
消防機関	消防本部、消防署及び消防団
消防機関の長	消防長
洪水予報河川	迫川
水位周知河川	二迫川・三迫川・芋塚川・小山田川・瀬峰川・萱刈川・大水門川
水防団待機水位（通報水位）	洪水予報河川、水位周知河川における 消防団が水防体制に入る水位
氾濫注意水位（警戒水位）	洪水予報河川、水位周知河川における 消防団の出動の目安となる水位
避難判断水位	洪水予報河川、水位周知河川における 避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる水位
氾濫危険水位	洪水予報河川、水位周知河川における 避難勧告等の発令の目安となる水位
洪水特別警戒水位	水位周知河川における氾濫危険水位
洪水予報 (宮城県・仙台管区気象台 ⇒ 栗原市)	洪水予報河川について発表される情報 ① 氾濫注意情報（洪水注意報） ② 氾濫警戒情報（洪水警報） ③ 氾濫危険情報（洪水警報） ④ 氾濫発生情報（洪水警報）
水防警報 (北部土木事務所 栗原地域事務所⇒ 栗原市)	洪水予報河川、水位周知河川における 水防活動について発表される情報 ① 消防団待機出動準備 ② 消防団出動 ③ 消防団水防活動解除
水位到達情報 (北部土木事務所 栗原地域事務所 ⇒ 栗原市)	水位周知河川について発表される情報 ① 避難判断水位情報 ② 氾濫危険情報（洪水特別警戒水位）

栗原市水防計画目次

第 1 章	総則	
第 1 節	目的	1
第 2 節	用語の定義	1
第 3 節	水防の責任等	3
第 4 節	水防計画の作成及び変更	4
第 5 節	安全配慮	5
第 2 章	水防組織	
第 1 節	水防組織	6
第 3 章	重要水防箇所及びダム・水こう門等	
第 1 節	重要水防箇所	6
第 2 節	ダム・水こう門等	6
第 4 章	予報及び警報	
第 1 節	気象予報及び警報	10
第 2 節	洪水予報河川における洪水予報	11
第 3 節	洪水予報河川及び水位周知河川における水防警報	12
第 4 節	水位周知河川における水位到達情報	15
第 5 章	雨量又は水位状況の観測	
第 1 節	雨量の観測	17
第 2 節	水位状況の観測	19
第 6 章	通信連絡	
第 1 節	通信連絡系統	22
第 2 節	災害時優先電話の使用	23
第 7 章	水防施設及び輸送	
第 1 節	水防倉庫及び水防資器材	24
第 2 節	輸送の確保	24
第 8 章	水防活動	
第 1 節	水防配備	25
第 2 節	巡視及び警戒	28
第 3 節	水防作業	28
第 4 節	警戒区域の指定	29
第 5 節	避難のための立ち退き	29
第 6 節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	31
第 7 節	水防配備の解除	31
第 9 章	協力及び応援	
第 1 節	河川管理者の協力	33

第 2 節	水防管理団体相互の応援	33
第 3 節	警察官の出動要請	33
第 4 節	自衛隊の派遣要請	34
第 5 節	国（河川事務所、気象台等）との連携	34
第 6 節	住民、自主防災組織等との連携	34
第 10 章	費用負担と公用負担	
第 1 節	費用負担	35
第 2 節	公用負担	35
第 11 章	水防報告等	
第 1 節	水防記録	37
第 2 節	水防報告	37
第 12 章	水防訓練	40
第 13 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
第 1 節	洪水浸水想定区域の指定状況	40
第 2 節	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	40
第 3 節	洪水ハザードマップ	41
第 4 節	地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	41
第 5 節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	41
第 6 節	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	41
第 14 章	水防協力団体	
第 1 節	水防協力団体の指定	43
第 2 節	水防協力団体の業務	43
第 3 節	水防協力団体の消防団等との連携	43
《 資 料 》		
資料 1	重要水防箇所評定基準（宮城県）	44
資料 2	重要水防箇所一覧	46
資料 3	水防倉庫備蓄資器材	48
資料 4	洪水予報文例	49
資料 5	水防警報	51
資料 6	水位情報	52
資料 7	警報・注意報の発表基準	53
資料 8	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等及び要配慮者利用施設	56
資料 9	水防関係機関	60

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、宮城県知事から指定された指定水防管理団体たる栗原市が、同法第33条第1項の規定に基づき、栗原市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、栗原市内の各河川等の洪水を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画において、主な用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 水防管理団体
水防の責任を有する市又は水防に関する事務を共同処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。〔栗原市〕
- 2 指定水防管理団体
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。〔栗原市〕
- 3 水防管理者
水防管理団体の長をいう（法第2条第3項）。〔栗原市長〕
- 4 消防機関
消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
- 5 消防機関の長
消防長をいう（法第2条第5項）。
- 6 水防団
法第6条に規定する水防団をいう。ただし、栗原市では水防団を設置せず、消防団が水防活動にあたる。
- 7 量水標管理者
量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。県の水防計画で定める量水標管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。
- 8 水防協力団体
水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして市長が指定した団体をいう（法第36条第1項）。〔P43参照〕
- 9 洪水予報河川
国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。〔迫川〕
- 10 水防警報
国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川又は湖沼（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の機関が、洪水に

よって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表（法第2条第8項、法第16条）。〔P13～P15参照〕

11 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれのあるものとして指定した河川。国土交通省又は県の機関は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。〔二迫川・三迫川・芋塚川・小山田川・瀬峰川・萱刈川・大水門川〕

12 水位到達情報（水位周知河川）

水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。〔P15参照〕

13 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

市長又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

14 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団（消防団）の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

15 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を越える水位であって、市長の「避難準備・高齢者等避難開始」発令の目安となる水位である。

16 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

17 洪水特別警戒水位（水位周知河川）

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう（氾濫危険水位に相当する）。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

18 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。〔資料1、資料2参照〕

19 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。（法第14条）ただし、県管理河川においては、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に想定される区域をいう。

20 ホットライン

河川管理者から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の水位見通し等を市長等へ直接電話等で伝える仕組み及び気象台から、状況が切迫している場合に市長等へ直接電話で伝える仕組み

をいう。

21 タイムライン

災害の発生を前提に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に注目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。

22 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として市長が指定した区域をいう。

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法（昭和39年法律第167号）第22条の2）
- ④ 県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧ 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- ⑨ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑩ 洪水浸水想定区域の指定、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条及び第14条の2及び第14条の3）
- ⑪ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等の指定及び公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑬ 水防信号の指定（法第20条）
- ⑭ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑮ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯ 水防団員の定員の基準設定（法第35条）
- ⑰ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

2 市の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置（法第5条）
- ② 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④ 水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）

- ⑥ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
 - ⑦ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
 - ⑧ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
 - ⑨ 予想される水災の危険の周知等（法第15条の11）
 - ⑩ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
 - ⑪ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
 - ⑫ 警戒区域の設定（法第21条）
 - ⑬ 警察官の援助の要求（法第22条）
 - ⑭ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
 - ⑮ 堤防決壊等の通報、決壊後の処置（法第25条及び法第26条）
 - ⑯ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
 - ⑰ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
 - ⑱ 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ⑲ 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
 - ⑳ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
 - ㉑ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
 - ㉒ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ㉓ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
 - ㉔ 消防事務との調整（法第50条）
- 3 気象庁の責任
- ① 気象及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- 4 住民等の義務
- 水防への従事（法第24条）及び水防通信への協力（法第27条）
- 5 水防協力団体の義務
- ① 決壊の通報（法第25条）
 - ② 決壊後の処置（法第26条）
 - ③ 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ④ 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4節 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を作成及び変更するときは、あらかじめ、栗原市防災会議に諮るとともに、宮城県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を作成及び変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第5節 安全配慮

消防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防団自身の安全は確保しなければならない。

《消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項》

- ・水防活動時の安否確認を可能とするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第2章 水防組織

第1節 水防組織

1 市の水防組織

大雨、洪水等の警報が発表され、水災の発生が予想される時又は水災が発生したときから、水災の危険がなくなると認められるときまで、災害警戒本部を設置し、「栗原市災害対策本部及び災害警戒本部運営要綱」の規定に基づき事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部がその事務を処理する。

2 水防活動組織

水防活動組織は、栗原市消防団条例に基づく消防団員をもって組織し、事務局を市消防本部に置く。

第3章 重要水防箇所及びダム・水こう門等

第1節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、越水等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して特に注意を要する箇所である。

県管理河川における重要水防箇所評定基準は資料1のとおりであり、指定箇所は資料2のとおりである。

第2節 ダム・水こう門等

水防上重要なダム・水こう門等は、次のとおりである。

(1) ダム

番号	河川名	名称	設置場所	目的	型式	堤高 (m)	有効貯 水量 (万m ³)	管 理 者	洪水調節方式	備 考
1	迫川	花山ダム	栗原市 花 山	治水、上水道、かん がい、発電	重力式コン クリート	48.5	3,200	栗原地方ダム総合事務所 花山ダム管理事務所長	洪水期 (7/1~9/30) 一定開度 最大140m ³ /s 非洪水期 (10/1~6/30) 自然調節 最大120m ³ /s	洪水貯留準備水位 122.00 (洪水期7/1~7/10) 洪水貯留準備水位 118.80 (洪水期7/11~9/30) 平常時最高貯水位 124.60
2	二迫川	荒砥沢ダム	栗原市 栗 駒	治水、かんがい	ロックフィ ル	74.4	1,259	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	自然調節 最大140m ³ /s	洪水貯留準備水位 268.70 (洪水期7/1~9/30) 平常時最高貯水位 274.40
3	三迫川	栗駒ダム	栗原市 栗 駒	治水、かんがい、発 電	重力式コン クリート	57.2	1,276	栗原地方ダム総合事務所 栗駒ダム管理事務所長	一定開度 最大50m ³ /s (非洪水期は平常時全開)	洪水貯留準備水位 190.00 (洪水期7/1~9/30) 平常時最高貯水位 198.00
4	長崎川	小田ダム	栗原市 一 迫	治水、かんがい	ロックフィ ル	43.5	901	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	自然調節 最大210m ³ /s	洪水貯留準備水位 158.50 (洪水期7/1~9/30) 平常時最高貯水位 163.50

(2) 水こう門

河川名	名 称	設置場所	管 理 者	操 作 基 準		備 考
				開 放	閉 鎖	
迫 川	山 王 水 門	栗原市 志波姫	北部土木事務所 栗原地域事務所長	山王水門量水標 KP13.90m 未 満	山王水門量水標 KP13.90m 以 上	KP13.90の高さは大江堀川の現堤防の天端高 操作委託先 栗原市
大水門川	泉 谷 水 門	栗原市 瀬 峰	北部土木事務所 栗原地域事務所長	泉谷水門量水標 (下流) KP4.8m 未 満	泉谷水門量水標 (下流) KP4.8m 以 上	操作委託先 小山田川沿岸土地改良区

(3) 救急内水ポンプ機場

河川名	名称	設置場所	管理者	洪水調節方式	備考
大江堀川	救急内水ポンプ機場	栗原市 志波姫	北部土木事務所 栗原地域事務所長	$Q=1\text{ m}^3/\text{S} \times 2$ (3) 台	操作水位：山王水位がPK12.50m以上で本川からの逆流が認められ、山王水門が閉扉したとき ()内は他機場からポンプが移動してきた場合の最大台数
大水門川	救急内水ポンプ機場	栗原市 瀬 峰	北部土木事務所 栗原地域事務所長	$Q=1\text{ m}^3/\text{S} \times 2$ 台	操作水位：泉谷水位がPK4.80m以上で本川からの逆流が認められ、泉谷水門が閉扉したとき

(4) 農業用排水施設

河川名	機場名	所在地	排水量 (m ³ /s)	施設管理者	流域面積 (km ²)	備考
迫川	山王第2排水機場 (旧山王機場)	志波姫	3.800	栗原市	11.350	
夏川	有賀排水機場	若柳	9.050	迫川上流土地改良区		
夏川	有賀第2排水機場	若柳	9.990	栗原市	17.000	
荒川	敷味排水機場	若柳	2.500	栗原市	4.566	
荒川	横須賀排水機場	築館	2.560	栗原市	1.940	
荒川	上宝田排水機場	築館	0.190	栗原市	0.180	
荒川	下宝田排水機場 (旧宝田機場)	築館	1.050	栗原市	0.240	
荒川	養田排水機場 (旧遠東機場)	築館	0.160	栗原市	0.480	
荒川	川下田排水機場	築館	1.210	栗原市	1.260	
荒川	井守沢排水機場	築館	0.810	栗原市	0.950	
落堀川	稗田排水機場	若柳	1.200	栗原市	4.164	
落堀川	新聞海排水機場	志波姫	1.000	栗原市	7.641	
瀬峰川	北谷地排水機場	登米市 (迫町)	0.450	小山田川沿岸土地改良区		
瀬峰川	後谷地排水機場	瀬峰	2.500	小山田川沿岸土地改良区	1.495	
萱刈川	福田排水機場	瀬峰	0.970	小山田川沿岸土地改良区	1.235	
萱刈川	新船橋排水機場	瀬峰	0.251	小山田川沿岸土地改良区	0.754	
萱刈川	愛宕排水機場	瀬峰	0.200	小山田川沿岸土地改良区	0.492	
萱刈川	野沢排水機場	瀬峰	0.882	小山田川沿岸土地改良区	2.360	
大水門川	大里排水機場	瀬峰	1.066	小山田川沿岸土地改良区	1.956	

第4章 予報及び警報

第1節 気象予報及び警報

1 種類及び発表基準

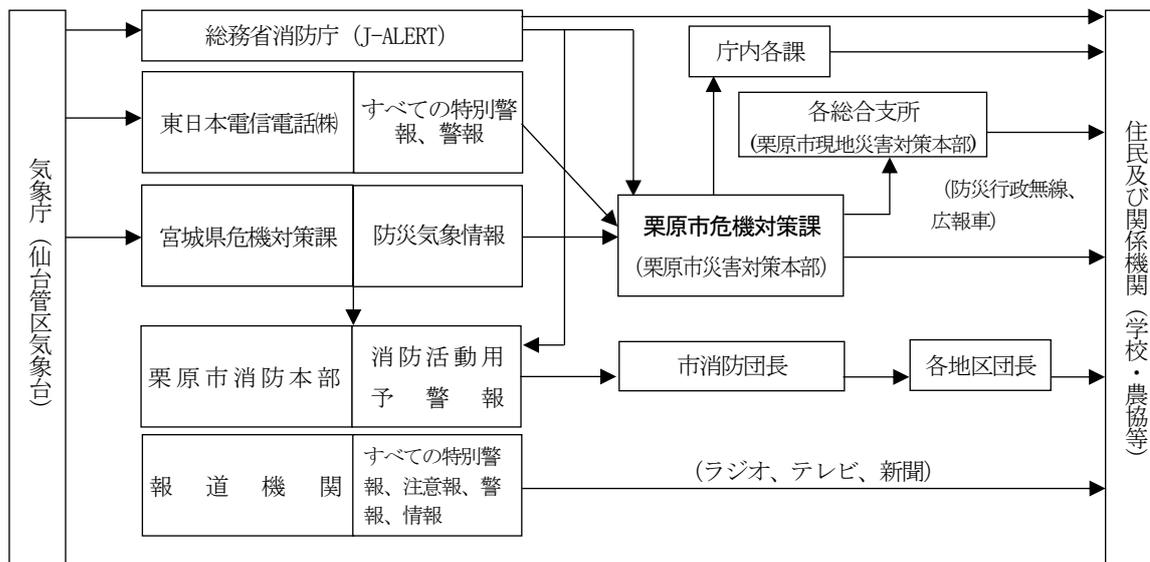
仙台管区気象台は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる。

気象台が発表する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

注意報等の種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり命を守るための最善の行動をとる必要があること示す警戒レベル5に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

警報・注意報の発表基準 資料7参照

2 気象予報及び警報等の伝達



2節 洪水予報河川における洪水予報

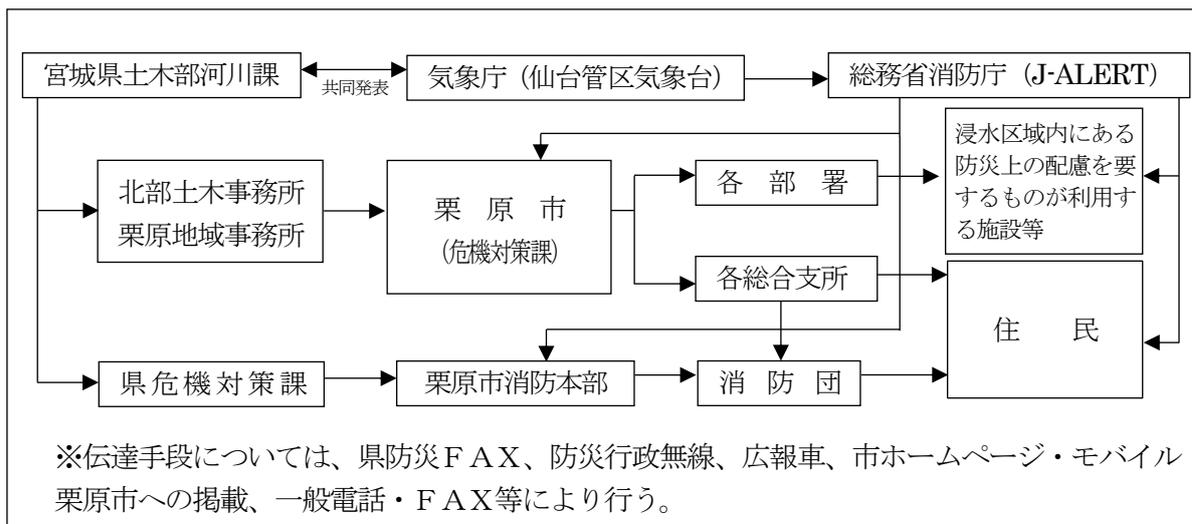
知事が指定した河川について知事と気象台が共同で行う洪水予報の河川、区域及び基準地点等は、次のとおりである。洪水予報の発表時には、市長に通知する（資料4参照）とともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

河川名	区域	基準地点	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	予報担当機関
迫川	栗原市留場橋から旧北上川合流点まで	留場	3.90m	4.45m	5.30m	5.90m	宮城県 仙台管区気象台
		大林	15.00m	15.45m	16.10m	16.60m	
		若柳	4.80m	5.30m	5.70m	6.10m	

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位 (レベル2水位) (「警戒水位」) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位 (レベル4水位) (「危険水位」) に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位 (レベル3水位) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位 (レベル4水位) に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	区域内において、氾濫が発生 (レベル5水位) したとき

洪水予報の伝達方法



第3節 洪水予報河川及び水位周知河川における水防警報

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県土木事務所長が行うものとし、県土木事務所長が水防警報を発表したときは、速やかに市長及びその他の関係機関に通報する（資料5参照）ものとする。

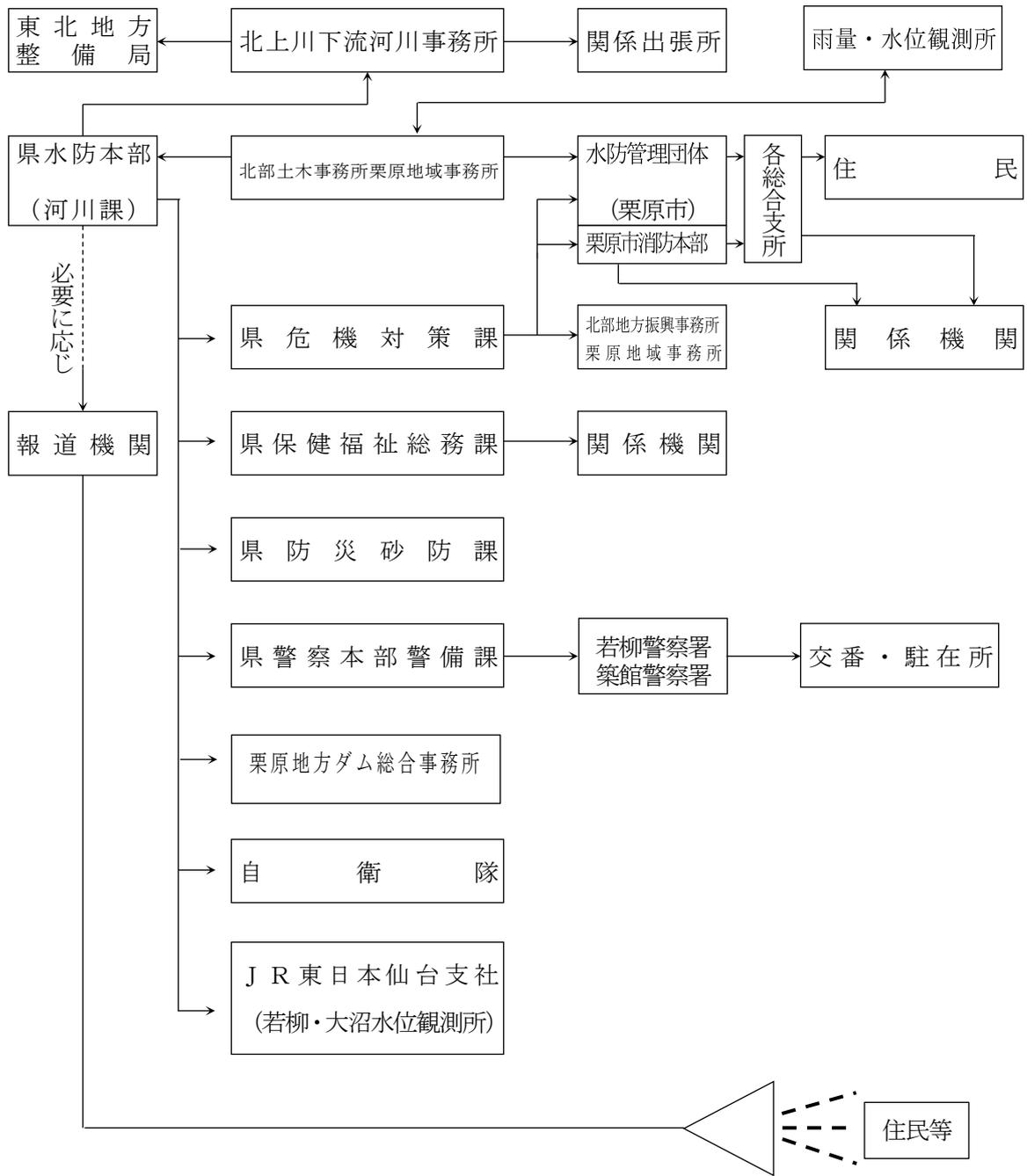
また、堤防等の決壊及びそのおそれがある場合は、市長等は速やかに所轄土木事務所長及び氾濫のおそれがある隣接水防管理者等に通報するものとする。

この通報を受けた土木事務所長は、県水防本部長及び所轄警察署長に通報するものとする。

知事が行う水防警報（本市関係分のみ）

対象河川	水位観測所 (管理者)	水位通報	水 防 警 報			通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
			水防団（消防団） 出動準備の発令	同 左 出 動 の 発 令	警報解除の発令		
迫 川	留 場 〔栗原地方ダム 総合事務所〕	水防団待 機水位 (3.90m) に達した とき。	水防団待機水位 (3.90m) に達し、更に増水 し危険が予想さ れるとき。	氾濫注意水位 (4.45m) に達し、更に増水 し危険が予想さ れるとき。	氾濫注意水位 (4.45m) を下って、水防作業 の必要がなくなっ たとき。	栗 原 市 (築 館 若 柳 志波姫)	留 場 橋 三 迫 川 合 流 点
	大 林 〔北部土木事務所 栗原地域事務所〕	同上 (15.00m)	同上 (15.00m)	同上 (15.45m)	同上 (15.45m)	栗 原 市 (若 柳 志波姫)	三 迫 川 合 流 点 若 柳 大 橋
	若 柳 〔栗原地方ダム 総合事務所〕	同上 (4.80m)	同上 (4.80m)	同上 (5.30m)	同上 (5.30m)	栗 原 市 (若 柳 登 米 市)	若 柳 大 橋 登 米 市 迫 町 錦 橋
二迫川	新 橋 〔北部土木事務所 栗原地域事務所〕	同上 (1.70 m)	同上 (1.70m)	同上 (1.95 m)	同上 (1.95m)	栗 原 市 (築 館 栗 駒 鶯 沢)	鶯 沢 大 橋 迫 川 合 流 点
三 迫 川	岩 ケ 崎 〔北部土木事務所 栗原地域事務所〕	同上 (1.50m)	同上 (1.50m)	同上 (2.12m)	同上 (2.12m)	栗 原 市 (若 柳 栗 駒 金 成)	達 田 橋 迫 川 合 流 点
芋 塚 川	栗 駒 公 園 線 〔北部土木事務所 栗原地域事務所〕	同上 (2.35m)	同上 (2.35m)	同上 (2.75m)	同上 (2.75m)	栗 原 市 (築 館 栗 駒 一 迫)	忠 兵 衛 浦 橋 二 迫 川 合 流 点
小山田川	大 沼 〔東部土木事務所 登米地域事務所〕	同上 (5.30m)	同上 (5.30m)	同上 (5.80m)	同上 (5.80m)	栗 原 市 (瀬 峰)	瀬 峰 東 北 本 線 旧 迫 川 合 流 点
瀬 峰 川		同上	同上	同上	同上	栗 原 市 (瀬 峰)	瀬 峰 根 川 橋 小 山 田 川 合 流 点
萱 刈 川		同上	同上	同上	同上	栗 原 市 (瀬 峰)	瀬 峰 東 北 本 線 小 山 田 川 合 流 点
大 水 門 川		同上	同上	同上	同上	栗 原 市 (瀬 峰)	瀬 峰 東 北 本 線 萱 刈 川 合 流 点

水防警報伝達系統図（知事が発令する場合）



第4節 水位周知河川における水位到達情報

知事は、指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を市長及び量水標管理者に通知する（資料6参照）とともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

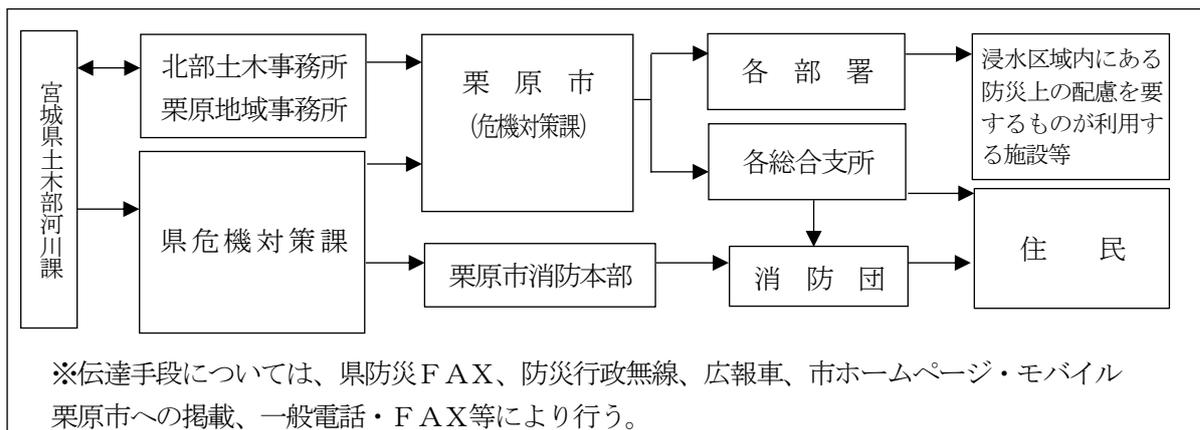
水位基準（本市関係分のみ）

河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	計画高水位
二迫川	新橋	1.70m	1.95m	2.20m	2.80m	—
三迫川	岩ヶ崎	1.50m	2.12m	2.80m	3.50m	3.533m
芋塚川	栗駒公園線	2.35m	2.75m	2.90m	3.30m	—
小山田川	大沼	5.30m	5.80m	6.80m	6.80m	7.384m
瀬峰川						
萱刈川						
大水門川						

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
水防団（出動）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
避難判断水位情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき

水位到達情報の伝達方法



洪水予報河川と同様、水位周知河川における洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）情報等も以下のとおり、住民の避難に係る行動の目安となる水位であることから、市が情報を受報した時には、住民に災害対策基本法第60条による避難勧告等を行う判断の目安として認識するとともに、住民への周知、特に、高齢者や障害者、子供などいわゆる災害時要配慮者の早期避難が適切に行われるよう十分留意する。

警戒レベル	水 位	住民の避難に係る行動の目安
レベル5	氾濫発生	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）から氾濫発生まで	避難等の対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）前まで	避難準備などの警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位前まで	注意を求める段階 水防団が出動する段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位前まで	水防団が体制を整える段階

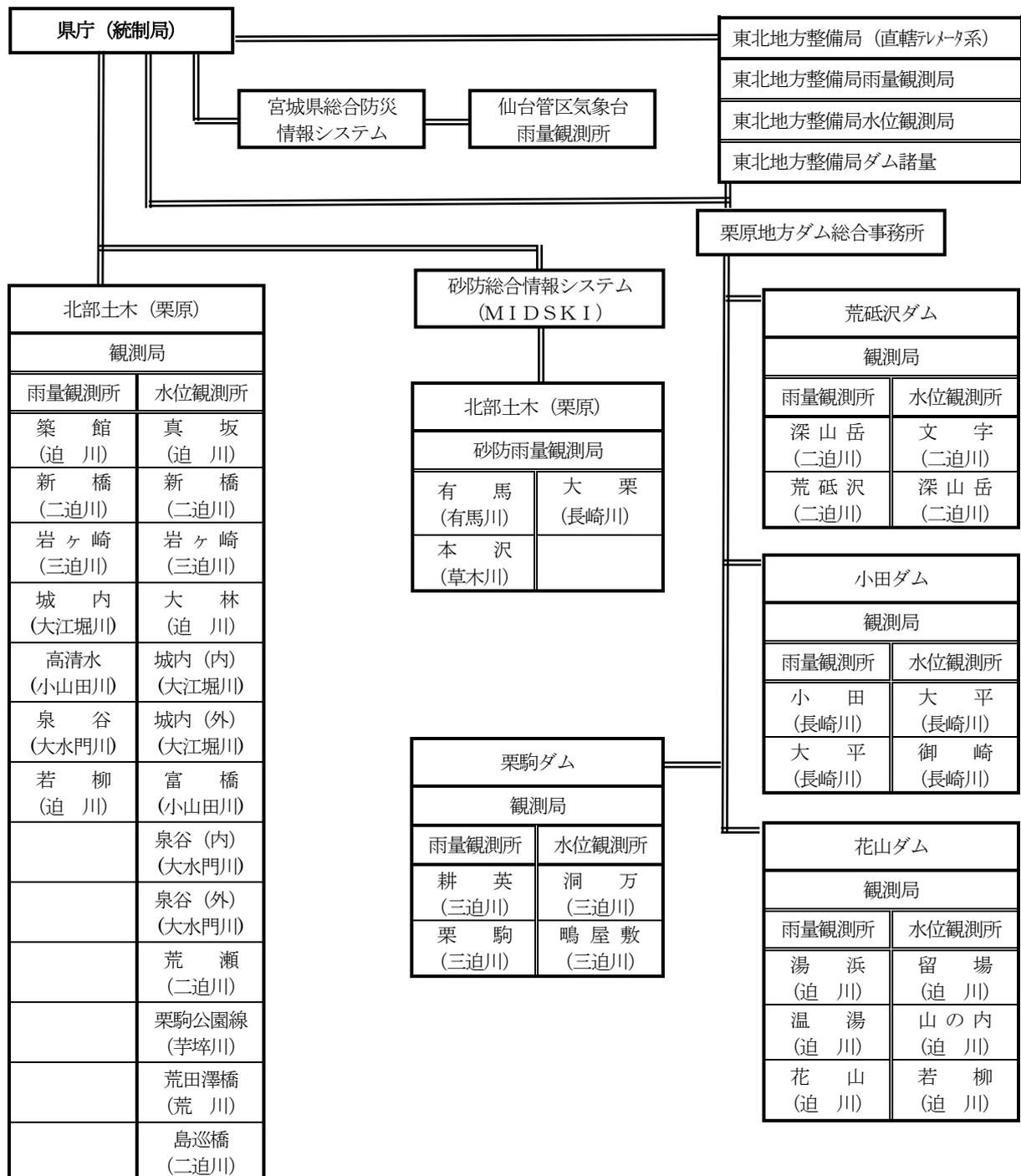
第5章 雨量又は水位状況の観測

第1節 雨量の観測

宮城県河川流域情報システム（MIRAI）により雨量データを観測できる雨量観測所は、別表のとおりである。

また、雨量観測所の観測データは各観測所の管理者の観測システムにより、一定時間ごとに観測データが収集され、雨量の状況が確認できる体制となっている。

宮城県河川流域情報システム（MIRAI）観測局構図（抜粋）



(別表)

番号	観測所名	所在地	河川名	管理公所	通報先
1	佐 沼	登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5(登米合庁)	迫 川	東部土木 登米地域	宮城県(河川課)
2	高 清 水	高清水五輪 29-1 (高清水コ ミュニティセンター)	小 山 田 川	北部土木 栗原地域	宮城県(河川課)
3	築 館	築館藤木 5-1(栗原合庁)	迫 川	北部土木 栗原地域	宮城県(河川課)
4	岩 ケ 崎	栗駒中野沼尻前 46-2 地先	三 迫 川	北部土木 栗原地域	宮城県(河川課)
5	湯 浜	大崎市鳴子温泉大字鬼首字 須金岳国有林 119 イ林小班	迫 川	栗原地方ダム 花山ダム	宮城県(河川課)
6	温 湯	花山字本沢 本沢岳山国有 林 37 ハ林小班	迫 川	栗原地方ダム 花山ダム	宮城県(河川課)
7	花 山	花山字本沢字向原 11(栗原 地方ダム)	迫 川	栗原地方ダム 花山ダム	宮城県(河川課)
8	耕 英	栗駒沼倉耕英中 59-2	三 迫 川	栗原地方ダム 栗駒ダム	宮城県(河川課)
9	栗 駒	栗駒沼倉玉山 1(栗駒ダム)	三 迫 川	栗原地方ダム 栗駒ダム	宮城県(河川課)
10	荒 砥 沢	栗駒文字荒砥沢 57 (荒砥沢ダム)	二 迫 川	栗原地方ダム 荒砥沢ダム	宮城県(河川課)
11	城 内	志波姫伊豆野大西前 8-22 (山王水門)	大 江 堀 川	北部土木 栗原地域	宮城県(河川課)
12	泉 谷	瀬峰泉谷 140 (泉谷水門)	大 水 門 川	北部土木 栗原地域	宮城県(河川課)
13	深 山 岳	栗駒深山岳 1-1	二 迫 川	栗原地方ダム 荒砥沢ダム	宮城県(河川課)
14	新 橋	鶯沢南郷下久保 44-3	二 迫 川	北部土木 栗原地域	宮城県(河川課)
15	小 田	一迫字川台 53-12 (小田ダ ム)	長 崎 川	栗原地方ダム 小田ダム	宮城県(河川課)
16	大 平	花山字草木沢大平 30-1	長 崎 川	栗原地方ダム 小田ダム	宮城県(河川課)
17	若 柳	若柳字川南戸ノ西 4	迫 川	北部土木 栗原地域	宮城県(河川課)
18	有 馬	金成有馬	有 馬 川	北部土木 栗原地域	宮城県 (防災砂防課)

番号	観測所名	所在地	河川名	管理公所	通報先
19	本 沢	花山字本沢沼山	迫 川	北部土木 栗原地域	宮城県 (防災砂防課)
20	大 栗	一迫字大栗	長 崎 川	北部土木 栗原地域	宮城県 (防災砂防課)
21	駒ノ湯 (気象)	栗駒沼倉耕英南	そ の 他	仙台管区气象台	仙台管区气象台
22	鶯 沢 (気象)	鶯沢袋宮林	そ の 他	仙台管区气象台	仙台管区气象台
23	築 館 (気象)	築館字左足下	そ の 他	仙台管区气象台	仙台管区气象台

第2節 水位状況の観測

宮城県河川流域情報システム(MIRAI)により水位データを観測できる水位観測所は、別表のとおりである。

また、水位観測所の観測データは各観測所の管理者の観測システムにより、一定時間ごとに観測データが収集され、水位の状況が確認できる体制となっている。

(別表)

番号	観測所名	所在地	河川名	管理公所	通報先
1	大 平	花山字草木沢大平 30-1	長 崎 川	栗原地方ダム 小田ダム	
2	御 崎	一迫字新三嶋 142	長 崎 川	栗原地方ダム 小田ダム	
3	山 内	花山字水無(猪沢橋)	迫 川	栗原地方ダム 花山ダム	
4	真 坂	一迫柳目字曾根	迫 川	北部土木 栗原地域	
5	留 場	築館字留場遠ノ木	迫 川	栗原地方ダム 花山ダム	
6	大 林	若柳字大林町裏	迫 川	北部土木 栗原地域	
7	若 柳	若柳字川北堤下	迫 川	栗原地方ダム 花山ダム	
8	若石大橋	若柳字川北大巻地内	迫 川	東 部 土 木 登 米 地 域	
9	砂原水門	若柳字川南砂原地内	迫 川	東 部 土 木 登 米 地 域	
10	深 山 岳	栗駒文字深山岳	二 迫 川	栗原地方ダム 荒砥沢ダム	

番号	観測所名	所在地	河川名	管理公所	通報先
11	文字	栗駒文字荒砥沢 38 番地	二 迫 川	栗原地方ダム 荒砥沢ダム	
12	新 橋	鶯沢南郷下久保 44-3	二 迫 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	
13	荒 瀬	築館字富荒瀬沖	二 迫 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	
14	島 巡 橋	鶯沢袋島巡川原	二 迫 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	
15	洞 万	栗駒沼倉西沼ヶ森 17	三 迫 川	栗原地方ダム 栗 駒 ダム	
16	岩ヶ崎	栗駒中野沼尻前	三 迫 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	
17	嶋 屋 敷	金成大原木嶋屋敷 34-92	三 迫 川	栗原地方ダム 栗 駒 ダム	
18	栗駒公園線	栗駒芋塚小山崎	芋 塚 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	
19	城内(内)	志波姫伊豆野大西前 8-22	大 江 堀 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	
20	城内(外)	志波姫伊豆野大西前 8-23	大 江 堀 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	
21	泉谷(内)	瀬峰泉谷 140	大 水 門 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	
22	泉谷(外)	瀬峰泉谷 140	大 水 門 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	
23	富 橋	瀬峰桃生田 6	小 山 田 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	
24	大 沼	登米市南方町西郷上字沼崎前	小 山 田 川	東 部 土 木 登 米 地 域	
25	佐 沼	登米市迫町佐沼字錦(錦橋)	迫 川	東 部 土 木 登 米 地 域	
26	三 方 島	登米市迫町三方島	迫 川	東 部 土 木 登 米 地 域	
27	荒田澤橋	築館荒田沢	荒 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	
28	仮屋(下)	登米市迫町北方字二階土手	荒 川	東 部 土 木 登 米 地 域	
29	仮屋(上)	登米市迫町北方字二階土手	荒 川	東 部 土 木 登 米 地 域	

番号	観測所名	所在地	河川名	管理公所	通報先
30	荒川S(下)	登米市迫町北方字壇ノ浦地内	荒 川	東 部 土 木 登 米 地 域	
31	沼 口	登米市迫町北方字東坂	荒 川	東 部 土 木 登 米 地 域	
32	落 堀	登米市迫町北方郡橋付近	落 堀 川	東 部 土 木 登 米 地 域	
33	舟 場	登米市石越町東郷字千貫巻	夏 川	東 部 土 木 登 米 地 域	
34	小 谷 地	登米市石越町小谷地	夏 川	東 部 土 木 登 米 地 域	

その他

水位情報として危機管理型水位計や河川監視カメラにより水位情報を確認するとともに、水位計の設置されていない河川については、消防団からの報告等の現地情報とあわせ、気象庁が提供する洪水警報の危険度分布（気象庁HP、防災情報提供システム）や流域雨量指数の予測値（防災情報提供システム）を活用し、水位上昇のおそれを把握する。

※危機管理型水位計とは

従来の水位計と異なり、河川の水位が一定の水位を超過すると観測する水位計で、水位観測所は別表のとおりである。

水位情報は、危機管理型水位計運用協議会で運用するウェブサイト「川の水位情報」で表示され、リアルタイムで川の水位を確認することができる。

（別表）

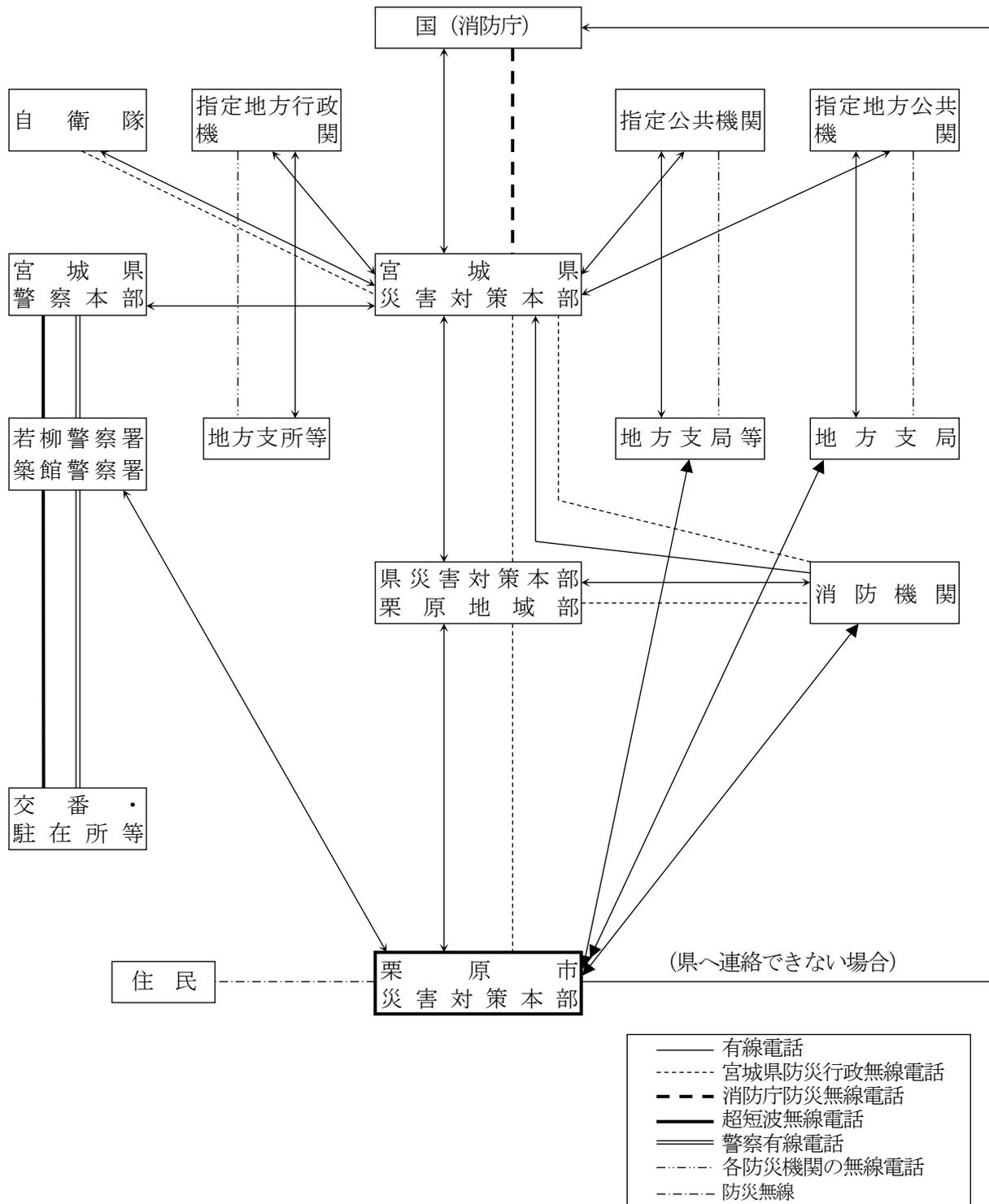
番号	河川名	所在地
1	瀬峰川	瀬峰新下田
2	三間堀川	若柳字川南戸ノ西
3	熊 川	築館新根岸前
4	鉛 川	鶯沢南郷久保山
5	荒 川	築館照越長根
6	昔 川	一迫柳目字竹の内
7	夏 川	金成大林寺沢
8	有馬川	金成有壁大日前
9	熊谷川	若柳字川南八木前
10	小山田川	高清水上外沢田

第6章 通信連絡

第1節 通信連絡系統

水防時に必要な連絡系統は、次のとおりとする。

災害情報連絡系統図



第2節 災害時優先電話の使用

災害等により電話がつながりにくい場合は、東日本電信電話㈱に登録指定されている「災害時優先電話」により発信する。

第7章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、次のとおりである。

《水防倉庫》

番号	水系	水防区	水防倉庫名	所在地区	所在地
1	北上川	栗原	太田水防倉庫	築館	栗原市築館字太田中太田 70-11
2	北上川	栗原	横須賀水防倉庫	築館	栗原市築館字横須賀山口 70-4
3	北上川	栗原	築館水防倉庫	築館	栗原市築館字留場中田 199-1
4	北上川	栗原	沖富水防倉庫	築館	栗原市築館字富境 50-8
5	北上川	栗原	川北水防倉庫	若柳	栗原市若柳字川北塚原 111-2
6	北上川	栗原	川南水防倉庫	若柳	栗原市若柳字川南上大目 97
7	北上川	栗原	栗駒水防倉庫	栗駒	栗原市栗駒栗原二枚橋 83-1
8	北上川	栗原	高清水水防倉庫	高清水	栗原市高清水中町 30-3
9	北上川	栗原	一迫水防倉庫	一迫	栗原市一迫字宮前 45-3
10	北上川	栗原	上富水防倉庫	瀬峰	栗原市瀬峰富要害 136-1
11	北上川	栗原	川前水防倉庫	瀬峰	栗原市瀬峰谷地田 59
12	北上川	栗原	宮小路原水防倉庫	瀬峰	栗原市瀬峰宮小路原西 15-1
13	北上川	栗原	鶯沢水防倉庫	鶯沢	栗原市鶯沢北郷朴洞 133
14	北上川	栗原	金成水防倉庫	金成	栗原市金成沢辺西大寺 1-5
15	北上川	栗原	志波姫水防倉庫	志波姫	栗原市志波姫沼崎南沖 461-1
16	北上川	栗原	花山水防倉庫	花山	栗原市花山字本沢北ノ前 77

《水防倉庫備蓄資器材》

資料3のとおり

第2節 輸送の確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、あらゆる状況を推定して輸送経路を作成するものとする。

第8章 水防活動

第1節 水防配備

市は、水防活動が必要な予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備を行うものとする。

1 市の非常配備

① 配備基準及び配備体制

	発令基準	配備人員	活動内容
第0号配備	(1)大雨、洪水等の注意報又は警報が発表され、災害の発生が予想される時又は被害が発生したとき。 (2)河川の水位が水防団待機水位に達し、さらに増水し危険が予想される時。 (3)その他市長が必要と認めたとき。	災害に関係のある部、課、総合支所の所要人員。 ※総合支所においては、その所管区域に警報等が発表された場合に、態勢を敷くものとする。	(1)気象情報の収集 (2)河川情報の収集 (3)必要な水防対策等の準備及び実施 (4)避難所開設等の準備
第1号配備	(1)大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想される時又は被害が発生したとき。 (2)台風による災害が予想される時。 (3)河川の水位が避難判断水位に達し、さらに増水し危険が予想される時。 (4)その他本部長（市長）が必要と認めたとき。	警戒本部設置における関係部、課、総合支所の所要人員。	(1)気象情報の収集 (2)河川情報の収集 (3)危険地域等の情報の収集 (4)必要な水防対策等の実施 (5)避難所開設、避難誘導等の活動
第2号配備	(1)大雨、洪水、暴風等の特別警報又は警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想される時又は被害が発生したとき又は広範囲にわたる被害が発生したとき。 (2)台風による広範囲かつ大規模な災害が予想される時。 (3)河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、さらに増水し危険が予想される時。 (4)その他本部長（市長）が必要と認めたとき。	警戒本部における部局長及び関係部、課、総合支所の所要人員で、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	(1)必要な水防対策、応急復旧等の実施 (2)避難所開設、避難誘導 (3)関係機関への応援要請
第3号配備	(1)災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において本部長（市長）が必要と認めたとき。	全職員	

(注) 第1号配備及び第2号配備における配備人員は、各総合支所ごとに災害の状況が異なることが想定されるため、本部長と総合支所長の協議により決定する。

② 部別の配備人員

部 名	課 名	風水害時の配備人員				
		第0号 配 備	第1号 配 備	第2号 配 備	第3号 配 備	
栗原市 災 害 対 策 本 部	災害対策総務部	危機対策課	○	○	○	○
		総務課		○	○	○
		人事課		○	○	○
		財政課			○	○
		管財課			○	○
		税務課			○	○
		会計課				○
		議会事務局			○	○
		選挙管理委員会				○
		監査委員事務局				○
	災害対策企画部	企画課		○	○	○
		市政情報課		○	○	○
		市民協働課			○	○
	災害対策市民生活部	社会福祉課	○	○	○	○
		市民課			○	○
		環境課			○	○
		介護福祉課		○	○	○
		子育て支援課			○	○
		健康推進課		○	○	○
	災害対策農林振興部	農業政策課		○	○	○
		農林畜産課			○	○
		農村整備課	○	○	○	○
		放射性廃棄物等対策室			○	○
		農業委員会事務局			○	○
	災害対策商工観光部	産業戦略課		○	○	○
		田園観光課			○	○
		ジオパーク推進室			○	○
	災害対策建設部	建設課	○	○	○	○
		建築住宅課			○	○
		都市計画課			○	○

部 名	課 名	風水害時の配備人員				
		第0号 配 備	第1号 配 備	第2号 配 備	第3号 配 備	
栗 原 市 災 害 対 策 本 部	災害対策上下水道部	経営課		○	○	○
		施設課		○	○	○
	災害対策医療部	医療管理課		○	○	○
	災害対策教育部	教育総務課		○	○	○
		学校教育課		○	○	○
		社会教育課		○	○	○
	災害対策消防部	文化財保護課				○
		消防本部	○	○	○	○
	消防団	○	○	○	○	
現 地 災 害 対 策 本 部	災害対策総務部	市民サービス課	○	○	○	○
	災害対策保健部	保健推進室		○	○	○
	災害対策教育部	教育センター		○	○	○
	災害対策消防部	消防署・分署・出張所	○	○	○	○
		地区団	○	○	○	○

※災害時の配備体制に該当する課等は、その災害に対応するために必要とされる人員を、事前に所属職員の中から決定し対応に当たること。

※災害時に対応する職員が栗原市を公務及び私用で長期に離れる場合は、代理の者を定め対応に当たること。

※第2号配備で指定されない職員は、待機となるので連絡体制の確保に努めること。

※各施設等は、所属する課と同様な配備体制となるため、必要とされる人員を確保すること。

2 消防団等の非常配備

市長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団等を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

消防団

配備区分	配備基準
準 備	雨量を考慮し、河川の水位が水防団待機水位に達し、さらに増水し危険が予想されるとき
出 動	雨量を考慮し、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに増水し危険が予想されるとき
解 除	氾濫注意水位（警戒水位）を下がり水防作業の必要がなくなったとき

消防本部及び消防署・・・市の非常配備体制による

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

市長、消防長又は消防団長（以下この章において「市長等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を市長に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を市長に報告するものとする。

市長等が、出水期前や洪水経過後に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会い又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 出水時

市長等は、県から水防警報等が発せられたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、河川等の管理者に連絡し、市長に報告するものとする。ただし、堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、消防団員は安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、消防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防作業を行うに当たっての基本的な注意事項は、次のとおりとする。

- ① 作業中は上司の命令に従い、命令なく部署を離れたり、勝手な行動をとることなく、団体行動をとらなければならない。
- ② 作業中は、言動に注意し、特に夜間は「越水」、「破堤」等の不用意な発言をしない。
- ③ 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重に行うものとする。
- ④ 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は、水位が最大洪水水位の4分の3くらいに減少したときが最も危険であることから、洪水が最盛期を過ぎても完全に流下するまで警戒すること。

第4節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第5節 避難のための立ち退き

1 避難勧告等

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、当該地域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

また、市長は、管轄警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

2 避難判断水位

県が洪水による相当な損害が発生するおそれのある河川を指定し、市長が発令する避難勧告等及び住民の自主避難の目安として「避難判断水位」が設定されており、市は、洪水の被害軽減を図るため、「避難判断水位」に達したときは、住民等に対し、必要な情報を提供する。

避難勧告等の発令基準及び河川ごとの避難判断水位等は、次のとおりである。

発令基準

① 洪水予報河川の基準（迫川）

発令区分	基準
【警戒レベル5】 災害発生情報	・災害（決壊や越水・溢水）が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）
【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）	・氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合 <避難指示（緊急）>緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令 ・災害の発生が想定される場合 ・河川の水位が、堤防高を越える場合
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	・氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）が発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれる場合

② 水位周知河川の基準（二迫川・三迫川・芋塚川・小山田川・瀬峰川・萱刈川・大水門川）

発令区分	基準
【警戒レベル5】 災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害（決壊や越水・溢水）が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）
【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合 ・水位周知河川の水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） <p><避難指示（緊急）>緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が想定される場合 ・河川の水位が、堤防高を越える場合
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位に達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれる場合 ・水位周知河川の水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）

③ その他の河川

発令区分	基準
【警戒レベル5】 災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣での浸水が床下に及んでいる場合 ・災害（決壊や越水・溢水）が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）
【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣での浸水を確認し拡大している場合 ・洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、近くの雨量観測所において、1時間に30mmを超え、24時間に100mm程度の雨量が観測され、さらに降雨が続くと見込まれる場合 ・洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表され洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）し、消防団等からの報告を活用して発令する。 <p><避難指示（緊急）>緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣での浸水の発生が想定される場合
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、近くの雨量観測所において、24時間に100mm程度の雨量を観測し、さらに降雨が続くと見込まれる場合 ・洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表され洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ・越流等により危険を及ぼす可能性があるかと判断した場合

水害に係る避難勧告等の基準

河川名	量水標名	氾濫注意水位 (水防団出動)	避難判断水位 (避難準備・高齢 者等避難開始)	氾濫危険水位 (避難勧告)
迫川	留場	4.45m	5.30m	5.90m
	大林	15.45m	16.10m	16.60m
	若柳	5.30m	5.70m	6.10m
二迫川	新橋	1.95m	2.20m	2.80m
三迫川	岩ヶ崎	2.12m	2.80m	3.50m
芋塚川	栗駒公園線	2.75m	2.90m	3.30m
小山田川	大沼	5.80m	6.80m	6.80m
瀬峰川				
萱刈川				
大水門川				
迫川	真坂	迫川（留場）の氾濫注意水位等を基準とする		
三迫川	嶋屋敷	迫川（大林）の氾濫注意水位等を基準とする		
長崎川	御崎	迫川（留場）の氾濫注意水位等を基準とする		
大江堀川	城内(内・外)	迫川（若柳）の氾濫注意水位等を基準とする		
夏川	佐沼	4.20m	4.50m	4.70m

第6節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、市長等又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険があるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

2 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、市長等及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第7節 水防配備の解除

1 市の非常配備の解除

市長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除するものとする。

2 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、市長が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならな

い。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第9章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者である宮城県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動への協力及び市長等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

- ① 市に対して、河川に関する情報（迫川・二迫川・三迫川・芋塚川・小山田川・瀬峰川・萱刈川・大水門川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像）の提供
- ② 市に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの事前提示及び市長等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- ③ 堤防等が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- ④ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ⑤ 市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ⑥ 市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ⑦ 市及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- ⑧ 市長に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- ⑨ 市長に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- ⑩ 市長に対して、過去の浸水情報の提供や市長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として、周知することの妥当性について助言
- ⑪ 市が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2節 水防管理団体相互の応援

水防のため緊急の必要があるときは、市長は、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して応援を求めることができる。

また、応援を求められた水防管理者、市町村長又は消防長は、自らの水防に支障がない限り、この求めに応ずるものとし、作業行動等については、応援を求めた水防管理者等の所轄の下に行うものとする。

第3節 警察官の出動要請

市長は、水防のため必要があると認めるときは、当該地域を所轄する警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

市長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他の参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、市長が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第5節 国（河川事務所、气象台等）との連携

1 水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

2 ホットライン

市は、気象状況については仙台管区气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

3 大規模氾濫減災協議会

市は、その構成員となっている北上川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会（法第15条の9第1項に規定する大規模氾濫減災協議会）において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重し、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第6節 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第10章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理団体相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- ① 法第23条の規定による応援のための費用
- ② 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、市長、消防長又は消防団長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担命令権限証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、市長、消防長又は消防団長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担命令権限証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令権限証	
(職氏名)	
上記のものに	区域における水防法第28条第1項の規定の権限行使を委任したことを証明する。
年 月 日	
水防管理者 栗原市長	
	印

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使するときは、以下の公用負担命令書を作成し、目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書				
第 号	目的物 負担内容	種類 使用	収用	数量 処分
		年 月 日		
			水防管理者 栗原市長 事務取扱者 (職氏名)	印 印
			殿	

4 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第11章 水防報告等

第1節 水防記録

水防活動を実施したときは、消防団長等は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ① 天候の状況
- ② 水防活動をした河川名及びその箇所
- ③ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ④ 消防団及び消防職員の出動時刻及び人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧ 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨ 応援の状況
- ⑩ 居住者出勤の状況
- ⑪ 警察関係の援助の状況
- ⑫ 現場指導の官公署氏名
- ⑬ 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭ 水防関係者の死傷
- ⑮ 殊勲者及びその功績
- ⑯ 殊勲消防団とその功績
- ⑰ 今後の水防について考慮を要する点、所見

第2節 水防報告

水防活動が終結したときは、消防団長等は、その状況を別紙報告書により市長に報告するものとする。

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水 防 実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員			その他		合 計	
	人		人			人		人	
水防作業 の概況 及び工法	箇 所 m 工 法								
水防の 結果	効果 被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使用 資器材	かます、俵					居住者の 出動状況			
	万年、土俵								
	な わ					水防関係者の 死 傷			
	丸 太								
	その他					雨量水位の 状 況			
水防活動に関する自己批判									
備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動報告書様式

〇〇年台風〇号における水防活動
 (宮城県栗原市消防団・〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日)

○ 概要

活動時間	出動延人数	主な活動内容

水防活動または
被害状況写真

水防活動または
被害状況写真

水防活動または
被害状況写真

水防活動または
被害状況写真

水防活動実施箇所
地図

第12章 水防訓練

市は、出水期前に、消防団及び消防機関の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第13章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水浸水想定区域の指定状況

県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

本市における河川の指定状況は、次のとおりである。

河川の指定状況

番号	指定河川名	指定状況
1	迫川	水防警報河川・洪水予報河川
2	二迫川	水防警報河川・水位周知河川
3	三迫川	水防警報河川・水位周知河川
4	芋塚川	水防警報河川・水位周知河川
5	小山田川	水防警報河川・水位周知河川
6	瀬峰川	水防警報河川・水位周知河川
7	萱刈川	水防警報河川・水位周知河川
8	大水門川	水防警報河川・水位周知河川

第2節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、栗原市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申

出があった施設に限る。)

栗原市地域防災計画で定められている地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等は、資料8のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第3節 洪水ハザードマップ

市では、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、各世帯に配布するものとする。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にする。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第4節 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により栗原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

市から地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、防災行政無線、広報車、市ホームページ・モバイル栗原、一般電話・FAX等により行う。

第5節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により栗原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、防災行政無線、広報車、市ホームページ・モバイル栗原、一般電話・FAX等により行う。

第6節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により栗原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市から大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法

は、防災行政無線、広報車、市ホームページ・モバイル栗原、一般電話・FAX等により行う。

第14章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定

市は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第2節 水防協力団体の業務

- ① 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- ② 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ③ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- ④ 水防に関する調査研究
- ⑤ 水防に関する知識の普及、啓発
- ⑥ 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体の消防団等との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

資料1 重要水防箇所評定基準（宮城県）

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	<p>計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。</p> <p>既往洪水流量（2～3年に1回程度）の水位が現況の堤防高を越え、度々氾濫の実績がある箇所。</p>	<p>計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p> <p>既往洪水流量（2～3年に1回程度）の水位が現況の堤防高に比して若干堤防余裕高はあるが、氾濫の実績もあり危険な箇所。</p>	
堤防断面	<p>現況の堤防断面又は天端幅が、計画の堤防断面又は計画の天端幅の2分の1未満の箇所。</p> <p>一連の堤防のうち、堤防断面又は天端幅が上下流に比して2分の1未満の箇所。</p>	<p>現況の堤防断面又は天端幅が、計画の堤防断面又は計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれの2分の1以上確保されている箇所。</p> <p>一連の堤防のうち、堤防断面又は天端幅が上下流に比して2分の1以上確保されているが3分の2に満たない箇所。</p>	
法崩れ・すべり・沈下	<p>法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。</p> <p>法崩れ、すべり、沈下の実績はないが、堤体又は基礎地盤の土質、法勾配等からみて、法崩れ、すべり、沈下が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。</p>	
漏水	<p>漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。</p> <p>漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧河川の堤防等で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。</p>	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危機に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防・破堤跡・旧川跡			<p>新堤防で築造後 3 年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸 閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

資料2 重要水防箇所一覧

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	平成30年度評定			予想される危険	対策水防工法名	関連工事	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤防							要注意区間
							A(m)	B(m)						
栗1	北上川	迫川	左	有堤	若柳字川北二股	漏水		200		破堤	月の輪	広域基幹	若柳第二分団第四部	
栗2	北上川	迫川	左	有堤	築館字下宮野大仏～築館字留場中原川原	堤防高	1,200			越水氾濫	積み土のうシート張り		築館第一分団、第三分団	市街地の開発
栗3	北上川	小山田川	左	有堤	瀬峰清水山前	堤防断面		600		破堤	積み土のうシート張り		瀬峰第三分団	
栗4	北上川	小山田川	右	有堤	瀬峰樋渡前	堤防断面		1,000		破堤	積み土のうシート張り		瀬峰第三分団	
栗5	北上川	小山田川	右	有堤	瀬峰西原前	堤防断面		1,200		破堤	積み土のうシート張り		瀬峰第三分団	
栗6	北上川	小山田川	左	有堤	瀬峰上富前	堤防断面		300		破堤	積み土のうシート張り		瀬峰第三分団	
栗7	北上川	小山田川	右	有堤	瀬峰大屋敷前	堤防断面		200		破堤	積み土のうシート張り		瀬峰第三分団	
栗8	北上川	荒川	左	有堤	築館字横須賀山口	漏水		400		破堤	月の輪		築館第二分団／第五分団第三部	
栗9	北上川	荒川	左	有堤	築館字新曾内～築館萩沢一舟戸	沈下		1,600		破堤	積み土のう月の輪		築館第二分団	
栗10	北上川	荒川	右	有堤	築館字照越3号	堤防高		500		越水	積み土のう		築館第二分団	(主)築館登米線兼用堤
栗11	北上川	荒川	左	有堤	築館字萩沢整地	漏水	11			漏水	積み土のう月の輪		築館第二分団	
栗12	北上川	照越川	左	有堤	築館字照越2号～1号	堤防高		1,200		越決水壊	積み土のうシート張り		築館第二分団	
栗13	北上川	熊谷川	右	有堤	志波姫新上戸	堤防高		300		越破水堤	積み土のう月の輪		志波姫第二分団	
栗14	北上川	夏川	右	有堤	若柳武鎗字新谷地	漏水		800		破堤	月の輪		若柳第二分団第三部、第三分団第二部、第四分団第三部	
栗15	北上川	田町川	左	有堤	若柳武鎗字新枡形	堤防高		50		越破水堤	積み土のうシート張り		若柳第三分団第一部	堤防低い
栗16	北上川	田町川	右	有堤	若柳字新早稲開	破堤跡堤防高		30		越破水堤	積み土のうシート張り		若柳第三分団第一部、第二部、第三部	
栗17	北上川	三迫川	左	無堤	金成沢辺新中島～金成大原木鳴屋敷	堤防高		2,600		氾濫	積み土のう		金成第四分団第一部	
栗18	北上川	三迫川	右	無堤	栗駒猿飛来中田前～栗駒猿飛来新鑑ヶ淵	堤防高		2,100		氾濫	積み土のう		栗駒第一分団第一部	
栗19	北上川	三迫川	右	無堤	栗駒中野田町	堤防高		100		氾濫	積み土のう		栗駒第三分団第一部	

番号	水系名	河川名	左右岸 の別	現況	位 置	平成30年度評定				予想される 危険	対策水防 工法名	関連工事	摘 要	
						評価種別	堤 防		要注意 区間					
							A (m)	B (m)						
栗20	北上川	二迫川	左	有堤	築館字富上境内	決壊跡			100	越 水 氾 濫	積み土のう		築館第三分団	H27関東東北豪 雨 H28新堤防
栗21	北上川	二迫川	左	有堤	栗駒栗原川端	破堤跡 沈 下		20		破 堤	シート張り 木流し	広域基幹	栗駒第二分団第三部	
栗22	北上川	二迫川	左	有堤	栗駒桜田定官寺～ 栗駒栗原上八千刈	堤防断面		2,500		法 欠	シート張り 木流し	広域基幹	栗駒第二分団第三部、第六分 団第一部、第二部、第三部	
栗23	北上川	二迫川	左	有堤	栗駒桜田古戸	洗 掘		100		破 堤	シート張り 木流し		栗駒第二分団第一部	
栗24	北上川	二迫川	左	有堤	栗駒桜田車尻～ 栗駒桜田宿畑	堤防断面	1,000			破 堤	積み土のう シート張り		栗駒第二分団第三部	
栗25	北上川	二迫川	左	有堤	栗駒桜田殿田替	漏 水		100		破 堤	月の輪		栗駒第二分団第一部	H30年度完了
栗26	北上川	二迫川	左	有堤	鶯沢袋島巡川原	沈 下		250		破 堤	積み土のう		鶯沢第二分団	
栗27	北上川	二迫川	左	有堤	鶯沢袋島巡川原	堤防断面 堤防高		280		欠 壊	積み土のう シート張り	県単	鶯沢第二分団	H21嵩上築堤完 了
栗28	北上川	二迫川	左	有堤	鶯沢袋島巡川原～ 鶯沢袋川原前	堤防断面		2,700		破 堤	シート張り 木流し		鶯沢第二分団	
栗29	北上川	二迫川	左	有堤	鶯沢袋川原前地内	決壊跡			400	越 水 氾 濫	積み土のう シート張り		鶯沢第二分団	H27関東東北豪 雨 H28新堤防
栗30	北上川	芋塚川	左	有堤	築館字黒瀬後畑	沈 下		200		越 水	積み土のう シート張り		築館第三分団	
栗31	北上川	芋塚川	右	有堤	築館字黒瀬堰下	沈 下		250		越 水	積み土のう シート張り		築館第三分団	
栗32	北上川	芋塚川	左	有堤	栗駒渡丸	決壊跡			100	越 水	積み土のう シート張り		栗駒第六分団	H27関東東北豪 雨 H28新堤防
栗33	北上川	芋塚川	左右	有堤	一迫北沢	決壊跡			1,000	越 水	積み土のう シート張り		一迫第四分団	H27関東東北豪 雨 H28新堤防
栗34	北上川	大江堀川	左・右	有堤	志波姫北郷我田南	堤防高		50		越 水	積み土のう シート張り		志波姫第二分団	
合計						23,441	2,211	19,630	1,600					

資料4 洪水予報文例

〇〇川氾濫注意情報

〇〇川洪水予報 第〇〇号
 洪水注意報（発表）
 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
 宮城県 仙台管区气象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報 [洪水]】 〇〇川では、〇〇〇〇水位（レベル〇）に到達し、
 今後、水位はさらに上昇する見込み

（主文）

【警戒レベル2相当】 〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「〇〇〇〇水位（レベル〇）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
 この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時 〇〇分までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時 〇〇分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m)		水防団 待機	犯濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇. 〇〇				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇. 〇〇				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇. 〇〇				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇. 〇〇				
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇. 〇〇				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇. 〇〇				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇. 〇〇				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇. 〇〇				
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇. 〇〇				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇. 〇〇				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇. 〇〇				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇. 〇〇				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

(注意事項)
(参考資料)

観測所名	〇〇 水位観測所	〇〇 水位観測所	〇〇 水位観測所
	〇〇市	〇〇市	〇〇市
レベル4水位 氾濫危険水位※	5. 3 0	7. 9 0	7. 1 0
レベル3水位 避難判断水位※	4. 7 0	7. 5 0	6. 0 0
レベル2水位 氾濫注意水位	3. 9 0	5. 7 0	5. 0 0
レベル1水位 水防団待機水位	3. 4 0	4. 0 0	4. 0 0
受け持ち区間	〇〇川 左右岸 〇〇市〇〇～〇〇市〇〇	〇〇川 左右岸 〇〇市〇〇～〇〇市〇〇	〇〇川 左右岸 〇〇市〇〇～〇〇市〇〇
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇市	〇〇市	〇〇市

※ 避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所での避難判断水位・
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度 レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
宮城県ホームページ	https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/	https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/tel/
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：宮城県土木部河川課 電話：022-211-3173

気象関係：気象庁 仙台管区气象台 気象防災部予報課 電話：022-297-8103

資料5 水防警報

水 防 警 報

河川名	種別	発表番号	発表日時	発表事務所
			月 日 時 分	土木事務所
<p>本文</p> <p>1 (待機・準備)</p> <p>① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mに達し、 1時間④ cmの割合で上昇中。⑤ では水防準備が必要です。</p> <p>2 (出 動)</p> <p>① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mに達し、 1時間約④ cmの割合をもって上昇中で大きな洪水になりそうですから ⑤ では水防団の出動が必要です。</p> <p>3 (解 除)</p> <p>① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mとなり、 引き続き減水する見込みです。④ における水防警報を解除します。</p>				

(発信者) (受信者) (時 分送受信)

参考：水防団待機水位 (通報水位) _____ m
 氾濫注意水位 (警戒水位) _____ m

発令対象：○ ○ 市

資料6 水位情報

〇〇川 氾濫危険（洪水特別警戒水位）情報

年 月 日
〇〇時〇〇分発表
宮城県〇〇〇土木事務所
(第 〇 報)

【主文】

【警戒レベル〇相当】〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に避難勧告等の発令の目安となる氾濫危険水位（〇〇. 〇〇m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(参考)

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）
受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位 〇〇〇m 水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位
いつ氾濫してもおかしくない状態
避難等の氾濫発生に対応を求める段階

避難判断水位 〇〇〇m 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

氾濫注意水位 〇〇〇m 氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断
水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班

電話：000-000-0000 FAX：000-000-0000

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム	https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/
----------------	---

(発信者) (受信者) (時 分 受信)

資料7 警報・注意報の発表基準

1 大雨警報・注意報発表基準

種類		発表区域	地域名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大雨	警報	登米・東部栗原	栗原市東部 (栗原市西部の区域を除く)	18	99
		西部栗原	栗原市西部 (※1)	17	99
	注意報	登米・東部栗原	栗原市東部 (栗原市西部の区域を除く)	11	79
		西部栗原	栗原市西部 (※1)	8	79

栗原市西部 (※1) : 一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る。

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

2 洪水警報・注意報発表基準

種類	発表区域	地域名	流域雨量指数基準	複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）	指定河川洪水予報による基準	
洪水	警報	登米・ 東部栗原	栗原市 東部（栗原市西部の区域を除く）	萱刈川流域=8.4 小山田川流域=20.2 瀬峰川流域=9.1 荒川流域=10.9 三間堀川流域=2.5 夏川流域=7.8 熊川流域=6.7 二迫川流域=21.9 三迫川流域=20.2 金流川流域=9.1	夏川流域=（16,7） 熊川流域=（8,6） 三迫川流域=（8,18.1）	迫川 [留場・大林・若柳]
		西部栗原	栗原市 西部（※1）	一迫川流域=27.8 昔川流域=9 長崎川流域=12.7 草木川流域=11.1 二迫川流域=16.4 芋塚川流域=9.5 金生川流域=8.2 鉛川流域=5.9 三迫川流域=15.9 鳥沢川流域=9.8	二迫川流域=（16,14.7） 鉛川流域=（8,5.3） 三迫川流域=（16,14.3）	—
	注意報	登米・ 東部栗原	栗原市 東部（栗原市西部の区域を除く）	萱刈川流域=6.7 小山田川流域=16.1 瀬峰川流域=7.2 荒川流域=8.7 三間堀川流域=2 夏川流域=6.2 熊川流域=5.3 二迫川流域=17.5 三迫川流域=16.1 金流川流域=7.3	迫川流域=（5,21.2） 小山田川流域=（5,11.1） 荒川流域=（5,8.2） 三間堀川流域=（9,1.6） 夏川流域=（9,5） 熊川流域=（8,4.2） 三迫川流域=（5,12.7） 金流川流域=（5,6.2）	迫川 [留場・大林・若柳]
		西部栗原	栗原市 西部（※1）	一迫川流域=22.2 昔川流域=7.2 長崎川流域=10.1 草木川流域=8.8 二迫川流域=13.1 芋塚川流域=7.6 金生川流域=6.5 鉛川流域=4.7 三迫川流域=12.7 鳥沢川流域=7.8	一迫川流域=（9,20.8） 長崎川流域=（7,10.1） 二迫川流域=（5,10.9） 芋塚川流域=（5,5.5） 金生川流域=（5,5.1） 鉛川流域=（8,4.7） 三迫川流域=（9,12.7）	—

栗原市西部（※1）：一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る。

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値は空欄としている。

※欄中、「〇〇川流域=〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。

※欄中、「〇〇川流域=△△，〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。

※基準が設定されていない市町村等については、その欄を「—」で示している。

※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は、次のとおりである。

種類	内容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予想を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。危険度の判定には、解析雨量に基づく表面雨量指数の実況に加え、1時間先までの降雨予測に基づく表面雨量指数の予想を用いている。大雨警報（浸水害）が発表された市町村内において実際にどこで浸水害発生の危険度が高まっているか、面的に概ね確認できる。小河川・下水道等における避難準備・高齢者等避難開始の発令範囲の判断に活用する。</p> <p>気象庁ホームページまたは防災情報提供システムで入手することができる。（常時10分ごとに更新）</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上でおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>危険度の判定には解析雨量に基づく流域雨量指数の実況に加え、3時間先までの降雨予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。洪水警報が発表された市町村内において、水位周知河川及びその他河川等について、実際にどこで洪水発生の危険度が高まっているか、3時間先までの予測が面的に概ね確認できる。水位周知河川及びその他河川の3時間先までの洪水発生の危険度高まりの面的な参考となる。</p> <p>気象庁ホームページまたは防災情報提供システムで入手することができる。（常時10分ごとに更新）</p>
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降水によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予想（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けして時系列で表示した情報。</p> <p>水位周知河川及びその他河川においては、避難判断基準のひとつとして活用する。水位等の情報とあわせ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合に避難準備・高齢者等避難開始、警報基準を大きく超過する場合に避難勧告とする。</p> <p>防災情報提供システムで入手することができる。（常時10分ごとに更新）</p>

3 大雨特別警報発表基準

種類	基準
大雨	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</p>

資料8 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等及び要配慮者利用施設

(1) 地下街等

なし

(2) 要配慮者利用施設

【築館地区】

NO	施設名称	住所	浸水 想定区域
1	栗原中央病院	築館宮野中央三丁目1番地1	迫川
2	栗原中央病院院内保育所	築館宮野中央二丁目2番地7	迫川
3	デイサービスセンターさくら	築館字留場桜町6番地1	迫川
4	デイサービス四季彩館	築館字下宮野砂田16番地1	迫川
5	有料老人ホーム 四季彩館		
6	通所介護豊泉華	築館字下宮野砂田2番地1	迫川
7	デイサービスたかねの湯	築館字留場桜町36番地	迫川
8	くりはらデイサービスセンター	築館字下宮野町下24番地1	迫川
9	地域密着型特別養護老人ホーム ルグネット宮野	築館宮野中央一丁目1番地7	迫川
10	認知症高齢者グループホーム宮野	築館宮野中央二丁目6番1号	迫川
11	ケアハウス栗の実	築館字留場桜町36番地	迫川
12	つきだてホーム	築館宮野中央一丁目1番2号	迫川
13	シニアマンション築館・宮野中央	築館宮野中央一丁目9番5号	迫川
14	築館高等学校	築館字下宮野町浦22番地	迫川
15	デイサービスふんわり	築館字下宮野町122番地	迫川
16	有料老人ホーム 実りの秋		
17	認知症高齢者グループホームコンフィアンサ	築館宮野中央一丁目16番地13	迫川

【若柳地区】

NO	施設名称	住所	浸水 想定区域
1	栗原市母子生活支援施設	若柳字川北元町裏 332 番地	迫川
2	若柳川北保育所	若柳字川北古川 112 番地	迫川
3	若柳川南保育所	若柳字川南道伝前 220 番地 6	迫川
4	若柳病院	若柳字川北原畑 23 番地 4	迫川
5	若柳小学校	若柳字川北塚原 55 番地	迫川
6	若柳放課後児童クラブ		
7	若柳中学校	若柳字川南袋 25 番地	迫川
8	デイサービスわかやなぎの家	若柳字川南戸の西 45 番地	迫川
9	デイサービスセンターさくらの里若柳	若柳字川北塚原 15 番地 5	迫川
10	在宅複合型施設さくらの里若柳		
11	デイサービスセンター虹の丘	若柳武鎗字南下土手 108 番地 1	迫川
12	住宅型有料老人ホーム虹の丘		
13	桜樹デイサービスセンター	若柳字川北元町裏 114 番地	迫川
14	桜樹支援デイサービスセンター		
15	ほほえみサポート・ケアセンター	若柳字川南堤通 15 番地 3	迫川
16	デイサービス八木	若柳字川南八木 113 番地	迫川
17	有料老人ホームはるみ荘		
18	デイサービス花つつみ	若柳字川南堤通 13 番地 4	迫川
19	デイサロン花つつみ	若柳字川北中町 15 番地	迫川
20	デイサービスなごみ	若柳字川北塚ノ越 6 番地	迫川
21	デイサービスセンターSAKURA	若柳字川北中町 65 番地 6	迫川
22	デイサービス和み川北新町亭（地域密着型）	若柳字川北新町 107 番地 4	迫川
23	有料老人ホーム 和み川北新町亭		
24	デイサービス笑みの園	若柳字川南堤通 18 番地 11	迫川
25	介護老人保健施設グレイスガーデン	若柳字福岡谷地畑浦 35 番地	迫川
26	特別養護老人ホームさくらの里若柳	若柳字川北塚原 15 番地 1	迫川
27	グループホームまいはと	若柳字福岡谷地畑浦 88 番地	迫川
28	認知症高齢者グループホーム堤通り	若柳字川南堤通 20 番地 25	迫川
29	さくらの里若柳ケアハウス	若柳字川北塚原 15 番地 7	迫川

NO	施設名称	住所	浸水 想定区域
30	有料老人ホーム シエスタ堤通り	若柳字川南堤通 20 番地 1	迫川
31	医療法人財団弘慈会石橋病院	若柳字川北堤下 27 番地	迫川
32	若柳よしの幼稚園	若柳字川北塚原 49 番地	迫川
33	迫桜高等学校	若柳字川南戸ノ西 184 番地	迫川
34	デイサービスあくと（地域密着型）	若柳字福岡谷地畑 31 番地 15	迫川
35	デイサービス和らぎ川北館（地域密着型）	若柳字川北南砂押 9 番地 1	迫川
36	花つつみココアン	若柳字川北中町 17 番地 7	迫川
37	希望	若柳字大林要害 86 番地 3	迫川
	デイサービスセンター希望（地域密着型）		
38	有料老人ホームほほえみホーム	若柳字川南堤通 15 番地 3	迫川
39	すぷりんぐ	若柳字川北片町 73 番地 1	迫川
40	すぷりんぐ（田園ホーム）	若柳字川北新町 97 番地 15	
41	株式会社照隅	若柳字川南南大通 15 番地 3	迫川
42	放課後等デイサービスよしの	若柳字川北塚ノ根 13 番地	迫川
43	デイサービスセンター虹の丘	若柳武鎗字南下土手 108 番地 1	迫川
44	新町デイサービスセンター（地域密着型）	若柳字川北堤下 32 番地 2	迫川
45	ケア サロン anju	若柳字川北古川 14 番地 8	迫川

【鶯沢地区】

NO	施設名称	住所	浸水 想定区域
1	栗原市鶯沢老人福祉センター	鶯沢南郷下久保 21 番地 1	二迫川
2	栗原市鶯沢デイサービスセンター	鶯沢南郷下久保 26 番地 3	二迫川
3	鶯沢幼稚園・保育所	鶯沢南郷広面 27 番地	二迫川
4	特別養護老人ホームうぐいすの里	鶯沢南郷広面 46 番地	二迫川
5	グループホームうぐいすの里こもれびの家		
6	うぐいすの里ケアハウス	鶯沢南郷広面 40 番地 1	二迫川

【金成地区】

NO	施設名称	住所	浸水 想定区域
1	栗原市金成デイサービスセンター	金成沢辺町沖 200 番地	三迫川
2	金成幼稚園・保育所	金成沢辺町沖 164 番地	三迫川
3	J A新みやぎデイサービスセンター	金成沢辺木戸口 50 番地	三迫川
4	J A新みやぎ小規模多機能ホーム		
5	デイサービスすっちゃん	金成沢辺町 164 番地 1	三迫川
6	白鳥苑		

資料9 水防関係機関

機 関 名	電 話 番 号	F A X	防 災 無 線
(県庁関係)			
宮城県河川課	022-211-3171～4 022-211-3182	022-211-3197	7-220-8- (上記電話・FAX)
宮城県危機対策課	022-211-2374～5	022-211-2398	7-220-8- (上記電話・FAX)
(国土交通省関係)			
東北地方整備局 仙台河川国道事務所	022-248-4131～8		
東北地方整備局 北上川下流河川事務所	0225-95-0194		
東北地方整備局 鳴子ダム管理所	0229-82-2341～2		
東北地方整備局 鳴瀬川総合開発調査事務所	0229-22-7811～2		
東北運輸局	022-791-7504	022-299-8874	
(宮城県地方公所関係)			
北部土木事務所 栗原地域事務所	代表 0228-22-2111 直通 0228-22-2193	7-224-596 (防災)	7-224-311～4
東部土木事務所 登米地域事務所	代表 0220-22-6111 直通 0220-22-2763		
栗原地方ダム総合事務所 (花山ダム管理事務所)	0228-56-2233	7-255-29 (防災)	7-255-22～28
(栗駒ダム管理事務所)	0228-45-1306	7-256-39 (防災)	7-256-33
(荒砥沢ダム管理事務所)	0228-47-2252	7-257-20 (防災)	7-257-10
(小田ダム管理事務所)	0228-43-6551	7-258-19 (防災)	7-258-10
北部地方振興事務所 栗原地域事務所	代表 0228-22-2111		7-224-204～7
北部保健福祉事務所 栗原地域事務所	0228-22-2112		7-224-505～6
大崎地方ダム総合事務所	0229-63-2845		
大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所	0229-67-3311		
(気象庁関係)			
仙台管区气象台	022-297-8103	022-257-4042	
(自衛隊関係)			
陸上自衛隊第2 2即応機動連隊	022-365-2121	022-363-0491	

機 関 名	電 話 番 号	F A X	防 災 無 線
(警察関係)			
宮城県警察本部警備課	022-221-7171		
若柳警察署	0228-32-3111		
築館警察署	0228-22-1101		
佐沼警察署	0220-22-2121		
(その他関係機関)			
東北電力株式会社 栗原登米電力センター	0228-22-3710	0228-22-3915	
日本放送協会仙台放送局	022-211-1025	022-227-4226	
東 北 放 送 (株)	022-229-1687	022-229-1715	
(株) 仙 台 放 送	022-267-1231	022-227-0715	
(株) 宮城テレビ放送	022-236-3430	022-236-3429	
(株) 東 日 本 放 送	022-276-8401	022-276-8116	
N T T 東 日 本 (株) 宮 城 事 業 部	022-269-2248	022-223-1443	
J R 東 日 本 (株) 仙 台 支 社	022-266-9678	022-222-5523	

※ 栗原市地域防災計画に記載している関係機関を掲載